

1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会による「いじめ防止」全校宣言 ・ボランティア表彰（全校でのいじめ防止対策取組） ・心のアンケート③（記名式）と教育相談の実施 ・第3回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・4，5，6年生情報モラル研修 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。
- ・適切な対応をするために「いじめに対応するマニュアル」作成し、全職員で対応にあたる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ、児童の心のケアまで十分配慮した対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめが認められた場合、速やかに教育委員会に報告する。いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者と連携しながら児童への指導に当たる。その際、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応の基本方針の決定
- ③事実関係の丁寧に確実な把握
- ④いじめを受けた側の児童のケア
- ⑤いじめた側の児童への指導
- ⑥保護者への報告と指導内容についての協力依頼
- ⑦関係諸機関との連携
- ⑧経過の見守りと継続的な支援

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、あるいはいじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

